

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1. 事業概要…こども家庭庁 HP「こども誰でも通園制度」について ～基礎資料集～より

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性 ～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

令和6年12月20日
公表

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

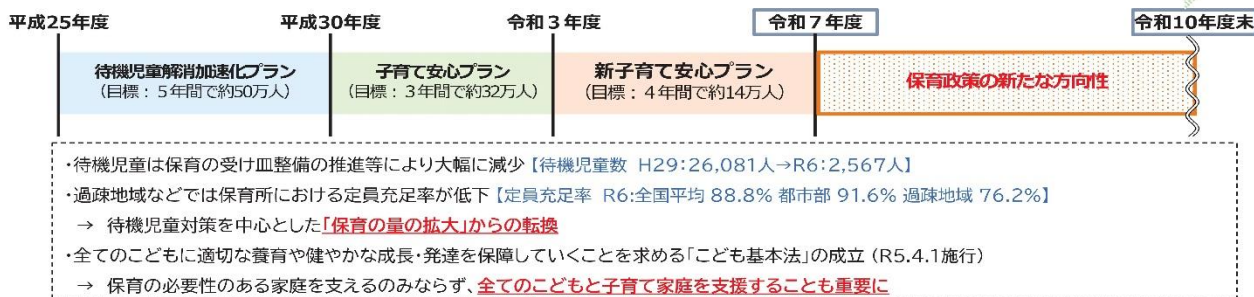
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。4

こどもまんなか
こども家庭庁

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設

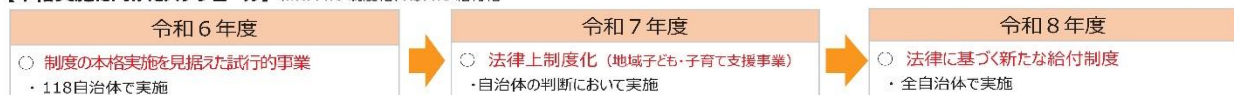


○ 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」(*)を規定。

(*) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与え、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



8

2. 町の必要な整備量について（第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画 P.69）

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み①	5	5	5	5	5
	八雲地域	3	3	3	3	3
	落部地域	1	1	1	1	1
	熊石地域	1	1	1	1	1
	確保方策②	0	5	5	5	5
	八雲地域	0	3	3	3	3
	落部地域	0	1	1	1	1
	熊石地域	0	1	1	1	1
	過不足(②-①)	△5	0	0	0	0
	1歳	量の見込み①	2	2	2	2
八雲地域		1	1	1	1	1
落部地域		1	1	1	1	1
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		0	2	2	2	2
八雲地域		0	1	1	1	1
落部地域		0	1	1	1	1
熊石地域		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△2	0	0	0	0
2歳		量の見込み①	1	1	1	1
	八雲地域	1	1	1	1	1
	落部地域	0	0	0	0	0
	熊石地域	0	0	0	0	0
	確保方策②	0	1	1	1	1
	八雲地域	0	1	1	1	1
	落部地域	0	0	0	0	0
	熊石地域	0	0	0	0	0
	過不足(②-①)	△1	0	0	0	0

3. 実施検討のポイント

1 一般型 or 余裕活用型	① 保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所等） 利用定員に空きがない場合：一般型 利用定員に空きがある場合：一般型 or 余裕活用型 ② 保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所等）以外 ：一般型
※一般型の場合	
2 在園児合同型 or 専用室独立型	① 在園児合同型：在園児の保育室等で一緒に保育を行う ② 専用室独立型：在園児とは別に、空き部屋を活用して保育を行う
3 必要面積 ※本制度で利用できる面積は何㎡あるか	① 在園児合同型：在園児の保育室等の面積のうち、利用定員に必要な面積を除外した部分の面積 ② 専用室独立型：こども誰でも通園制度で利用する保育室等（空き部屋）の面積 ※ただし常設の絵本棚やロッカー等の面積は除く。

4 配置職員 ※本制度に従事できる職員は何人いるか	【必置職員】 保育士（2分の1以上）
5 利用定員 ※何歳児を何人受け入れられるか	【面積基準】 こども一人あたり 0歳児・1歳児 乳児室 1.65 m ² /ほふく室 3.3 m ² 2歳児 保育室・遊戯室 1.98 m ² 【配置基準】 0歳児 3：1 1歳児 6：1 2歳児 6：1

4. くまいし保育園での実施概要

(1) 実施類型	余裕活用型
(2) 利用定員	4人 ※下記参照
(3) 対象児童	0歳6か月～満3歳（3歳の誕生日の前々日まで）
(4) 利用時間数	月10時間（国基準と同時間）
(5) 保護者負担額	1人当たり300円/月（国基準と同額）
(6) 園の収入	<ul style="list-style-type: none"> ・国の公定価格に沿って、1人当たりの基準額が決まっている。 ・こども1人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用定員設定の際の参考資料

くまいし保育園の R8.4.1 予定児童数

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
利用定員	3	3	4	6	7	7	30
入所児童数	1	2	3	1	1	1	9
枠のあまり	2	1	1				4

5. 今後の流れ

令和8年2月下旬～	八雲地域保育所等へ説明後、認定及び確認申請受付開始
令和8年4月～	くまいし保育園にて実施
令和8年6月下旬	子ども・子育て会議にて意見聴取
令和8年7月以降	八雲地域保育所等にて実施 随時、他の事業所募集

第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表 (案)

現行	改正案
<p>P. 69</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <p>(11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】</p> <p style="text-align: center;">確保の方策の考え方</p> <p>令和8年度からは、<u>本町において一時預かり事業を実施している一時預かり「クルミ」にて当事業を実施する予定です。</u>今後のニーズの動向を見極めながら、提供体制の確保や提供施設の増加に努めます。</p>	<p>P. 69</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <p>(11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】</p> <p style="text-align: center;">確保の方策の考え方</p> <p>令和8年度からは、<u>町立くまいし保育園にて当事業を実施し、</u>今後のニーズの動向を見極めながら、提供体制の確保や提供施設の増加に努めます。</p>

教育・保育施設に係る施設整備について

1. 整備概要

施設名	学校法人 函館カトリック学園 認定こども園 八雲マリア幼稚園
施設種別	幼保連携型認定こども園
定員	80名（変更なし）
整備概要	防犯対策整備 ・門扉の改修 ・防犯カメラ4台及び人感センサー2台の設置
活用する交付金	就学前教育・保育施設整備交付金 ● 対象額の1/2に対して、 国 1/2 町 1/4 事業者 1/4

2. 整備目的

当該施設は、銀行や飲食店の近くの住宅街に立地し、車や人の往来もある。道路から園庭につながる門扉の鍵が破損していて施錠できないこと、門扉の高さが低く侵入防止としては不十分であること、防犯カメラの設置がないことを警察指導された。このため、門扉の交換と防犯カメラの設置により、防犯を強化する必要がある。

3. 整備スケジュール（予定）

令和8年4月上旬	交付金 内示予定
令和8年7月上旬	着工
令和8年10月31日	工事完了

4. 国補助のための提出資料

- ・令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金エントリーシート
- ・令和8年度就学前教育・保育施設整備計画書・防犯対策強化整備計画書

様式第1号

令和8年度就学前教育・保育施設整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

市町村名:北海道八雲町

整備計画等の概要

(単位:千円)

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の 支出予定額	交付金申請額	年次計画	抵当権設 定の有無
認定こども園八雲マリア幼稚園	幼保連携型 認定こども 園	学校法人函 館カトリッ ク学園	北海道二海郡八雲町 東町19番地	防犯対策 (外構・非 常通報装置 等)	2530	632	今年度 工事進捗率 100.0%	×

八雲幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

1 概要

設置者	学校法人八雲キリスト教学園						
理事長	渡辺 兵衛						
施設名	八雲幼稚園						
所在地	八雲町末広町132番地						
現在の施設区分	幼稚園 【教育】						
申請の施設区分	幼稚園型認定こども園 【教育+保育】						
現在の認可定員	70人（3歳～5歳 70人）						
幼稚園型認定こども園の 認定申請後の認可定員	教育70人（満3歳～5歳 70人） 保育10人（3歳～5歳 10人） ← 保育部分が追加となります ※教育部分の認可定員については、道の設置要綱により70名以下にはできない。						
現在及び 認定申請予定の 利用定員		区分	5歳児	4歳児	3歳児	うち、満3歳	計
1号認定を10名減少し、2号認定を10名追加します。	現在	1号	15	15	10		40
	申請	1号	10	10	10	(3)	30
	予定	2号	4	3	3		10
		計					40
その他	給食あり（外部搬入） ※保育を必要とする子どもは全員へ提供 ※教育のみの子どもは希望に応じて提供						

2 適用年月日 令和8年4月1日

3 移行の理由

外部搬入だが給食を開始することとし、幼稚園としての機能に保育機能を付加することで、就労している保護者のニーズに応え、すべての子どもたちに引き続き質の高い幼児教育を提供するため。

4 町の見解

資料2のとおり量の見込みに対する確保の量は満たしており、幼稚園型認定こども園であれば、既存の施設で実施することが可能であり、職員配置も満たしているため可能である。なお、現在幼稚園で行っている支援内容は、施設区分が変更になっても内容の変更はありません。